

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における取組

<家庭の役割>

- ・家庭は、子どもにとって生活の基本であり、読書習慣の形成においても基本となる場です。
- ・子どもが幼い頃から読書の楽しさを知るためには、保護者が読み聞かせをしたり、図書館や書店に一緒に出かけたり、家族が過ごす部屋に本を置くなど、日常生活の中で、子どもが自然に本に親しむ時間や環境をつくるのが大切です。
- ・保護者が読書活動の意義を認識し、自ら楽しんで読書する姿を見せながら、家族で読書を楽しむ時間を持つことは、子どもの本への関心を高め、読書を楽しむものとして習慣づけていくことにつながります。

<現状と課題>

- ・インターネットやスマートフォンなど、様々な情報通信手段の著しい普及に伴い、子どもの生活や家庭環境は大きく変化しており、活字離れを進ませる一因となっています。
- ・学校段階が進むにつれ不読者が増加する傾向は依然として続いており、幼い頃から読書が習慣づけられていないことが要因の一つとして考えられます。読書習慣形成の基本となる家庭において、発達段階に応じた適切な支援を行いながら、早期に読書を習慣づける必要があります。
- ・子どもの読書習慣形成には、家庭での読書環境や保護者のかかわり方が重要ですが、読書への関心の高さは家庭により差があります。保護者の読書活動への理解の促進を図りながら、家庭での読書活動の充実を図る必要があります。
- ・読書に関する情報は氾濫しており、家庭でどんな本を与えたらよいか分からないといった保護者の困りが見られます。
- ・読書に関する情報や支援は、図書館など読書に関わる施設を訪れないと届きにくい状況があります。健診や子育て講座など、保護者が広く集まる機会を活用して、読書活動への理解や関心を深めるとともに、親子が本と楽しく出会う機会を積極的に提供し、読書活動を親子のスキンシップとして子育ての中に根付かせていく必要があります。

＜具体的な方策＞

① 保護者の読書活動への理解の促進 重点方針 5

ア) 家庭教育講座等を通じた読書活動への理解の促進

県は、家庭教育や子育て支援に関する講座等の機会に、読書活動の重要性や図書館の利用方法、読み聞かせの方法などについて紹介を行い、読書活動への理解や、家庭で読書の時間を持つ取組の普及を促します。

イ) 広報紙等を通じた読書活動への理解の促進

県は、乳幼児期からの読み聞かせや読書活動の重要性などについて広報紙やホームページ等を通じて積極的に紹介し、家庭における読書活動の促進を図ります。また、読書習慣のない保護者にも読書の楽しさを伝えるために、読書週間等のイベントや講座、推薦図書などの情報を、子育て情報誌や図書館報等を活用して幅広く広報します。

② 乳幼児期からの早期読書習慣の形成に向けた支援の充実 重点方針 1・4

県は、市町村に対して、ブックスタート*等の取組を促し、乳幼児期から家庭に絵本がある環境づくりと家庭での読み聞かせの充実に努めます。

また、県は子どもが早期に絵本に親しむため、妊婦向け・乳幼児期向けのおはなし会や推薦図書の紹介等の実施を市町村へ促します。

③ 親子で読書に親しむ機会の充実 重点方針 1・4

県は、公立図書館や公民館、児童館等に対して、おはなし会や読書イベントなど、親子が共に読書に親しむ機会の充実と情報の提供を促します。

④ 発達段階に応じた支援の充実 重点方針 1

県立図書館において、児童サービスの一層の充実を図り、年齢に応じた推薦図書を選定し、リスト配布や広報誌、ホームページ等、幅広い媒体で情報提供するとともに、おはなし会や講座の実施等により、子どもが発達段階に応じて適した本と出会うことができるよう支援に努めます。

＜家庭における子どもの読書活動推進の目標指標＞

指標名		基準値 (H30 年度)	最終目標値 (R6 年度)
1 か月に 1 冊も本を読まない 児童生徒の割合 (小・中学校：学力定着状況調査、 高校：高校 1 年生の読書習慣に関する調査)	小5	6.1%	1%
	中2	17.4%	7%
	高1	35.0%	25%
読書が好きな児童生徒の割合 (小・中学校：全国学力・学習状況調査及び県調査、 高校：高校 1 年生の読書習慣に関する調査)	小6	74.4% (H29 年度)	82%
	中3	67.8% (H29 年度)	77%
	高1	59.4%	67%

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 図書館における取組

<図書館の役割>

- ・図書館は、地域の子どもの読書拠点として、豊富な蔵書の中から本との出会いを育む場であり、子どもに読書の楽しさを広げる場です。また、多様な資料を使って調べる力を身につけることができる場でもあります。
- ・図書館は、保護者が子どもに読ませたい本を選び、読書の相談をする場として適した施設です。子どもや保護者だけでなく、学校関係者や読書ボランティア等に広く対応できる地域の読書相談窓口として、子どもの読書の専門知識を有した職員を育成し、配置することが望まれます。
- ・地域における読書活動推進の中核的な施設として、学校・家庭・地域の読書活動を支える役割が期待されており、団体や学校等への資料の貸出、調査や読書の相談、研修や講座の開催、読書啓発やイベントの情報発信、読書関係者の交流など、幅広い支援が求められています。

<現状と課題>

- ・本県において図書館を設置している市町村は、18市町村のうち16市町村（平成31年4月現在）、残る2町村にも図書館同等施設があり、全国的には比較的上位に位置しています。また、第3次計画期間中に市町村の推進計画策定が進み、新館開館が続いたことで県内の読書環境は大きく向上しています。地域の読書環境をさらに充実させるために、引き続き助言や支援が必要です。
- ・乳幼児向けのおはなし会のニーズは増しており、県内に取組が広がるよう、今後も実施方法の普及に努める必要があります。また、乳幼児以外にも、それぞれの発達段階に応じた本の紹介や読書行事を充実させ、適切な読書支援を行うことが求められています。
- ・公立図書館によっては、司書の長期雇用が難しく、子どもの本に詳しい担当者がない等の課題があります。引き続き、児童図書担当職員を育成していく必要があります。
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）の施行により、公立図書館や学校図書館等の公的機関に障がい者への合理的配慮の提供が義務付けられましたが、一定水準以上の障がい者サービスを実施している図書館はまだ少ない状況です。法の施行を契機とし、積極的な取り組みを行うことが求められています。

＜具体的な方策＞

① 公立図書館の整備・充実 重点方針1・4

ア) 蔵書の整備・充実

県立図書館において、子どもと本の出会いを促進するため、県内の市町村立図書館・学校図書館の参考となるように、引き続き質の高い資料収集に努めます。また、子どもの読書活動関係者を支援するため、研究書や推薦図書の充実と共、大型絵本やパネルシアター※、紙芝居枠などおはなし会のための資料や道具を整備し、貸出します。

また、市町村立図書館においても、児童書の充実が図られるよう働きかけます。

イ) 子どもが滞在できる部屋・コーナーの充実

県立図書館において、子ども室やヤング新刊コーナーなど、引き続き、子どものための部屋やコーナーの環境整備に努めるとともに、市町村立図書館においても、専用の部屋またはコーナーが充実するよう、助言や相談に応じます。

また、子どものための部屋がない図書館においては、乳幼児連れの親子が滞在しやすい環境作りを働きかけます。

ウ) 図書館建設への働きかけ

県立図書館において、図書館未設置町村や新館建設を行う市町村の相談に応じ、県内の市町村立図書館の整備・充実に向けて支援します。

② 読書に親しむ機会の提供 重点方針1・4・5

ア) 発達段階に応じた読書機会の提供・充実

県立図書館において、職員と読書ボランティアの協力のもと、子どもの発達段階に応じたおはなし会を定期的を実施し、絵本の読み聞かせやわらべうた、ストーリーテリング※、紙芝居の上演等を通じて、様々な年代の子どもが本に親しむ機会の提供に努めます。

また、市町村立図書館においても、おはなし会などの定期的な開催やわらべうたや赤ちゃん絵本を取り入れた乳幼児からのおはなし会の開催等、乳幼児期から本に親しむ機会の充実が図られるよう研修会等を通じ促します。

イ) 「こどもの読書週間」における取組の充実

県立図書館において、「子ども読書の日※」（4月23日）及び「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）の趣旨にふさわしい行事を開催し、子どもが読書の楽しさに触れる機会の提供に努めます。

また、市町村立図書館にも実施を働きかけることで、取組が県内各地に広がるよう努めます。

ウ) 広報紙・ホームページ等による情報提供の充実

県立図書館において、子どもや保護者、ボランティア等に対し、広報紙やホームページ等を通じて、子どもの読書活動に関する情報提供に努めます。

また、市町村立図書館においても同様に充実した情報提供が行われるよう働きかけます。

エ) 企画展示の充実

県立図書館において、子どもが様々な分野の本に出会えるよう、季節や行事、時事等にあわせた企画展示の充実に努めます。

また、市町村立図書館においても展示の充実に研修等を通じて促します。

オ) 発達段階に応じた推薦図書コーナーの充実

県立図書館において、発達段階別に選定した推薦図書のコーナーを引き続き常設し、本との出会いを促進する環境の充実に努めます。

また、市町村立図書館においても同様の環境づくりが図られるよう働きかけます。

③ 子どもの読書に関するレファレンス・読書相談の充実 重点方針4

県立図書館において、子どもの調べ学習や日常的な疑問に答えるレファレンスサービスの充実を図ります。また、保護者、読書ボランティア、教員等からの子どもの読書に関するレファレンスや読書相談に対応するとともに、市町村立図書館で解決しないレファレンスへの援助を行い、県内の図書館サービスの向上が図られるよう努めます。

④ 子どもの読書活動に関する情報提供と支援機能の強化 重点方針5

県立図書館において、子どもの読書活動を支援するセンター機能を充実させ、子どもの読書活動に関する情報収集や広報等を行うとともに、子どもの読書活動の支援に向け、講師の派遣や読書ボランティア団体等の情報、また、家庭での読書活動に役立つ情報の提供に努めます。

⑤ 図書館担当職員（司書）の研修の充実 重点方針3

県立図書館において、子どもの読書活動を全県的に推進する観点から、児童図書の選択・収集・提供、子どもの読書活動に資する取組の企画・実施、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導等に高い専門性をもって対応できるよう、県立図書館職員が全国で開催される研修会・研究大会等に積極的に参加し、知識や技能等の習得に努めます。また、その内容について県内の研修会等で還元し、市町村立図書館等職員の知識・技能を高めるよう努めます。

⑥ 障がいのある子どもに対する図書館サービスの充実 重点方針4

県立図書館において、障がいのある子どもの読書活動を支援するため、特別支援学校や点字図書館等の関係機関との連携を深め、マルチメディアDAISY（デイジー）図書※や大活字本、布絵本、LLブック※等、障がいに応じた資料の収集・提供に努めるとともに、施設・設備やサービスにおいても障がいのある子どもが利用しやすい環境づくりに努めます。

また、特別支援学校に対し、各種貸出サービスの周知を図ります。

市町村立図書館や学校図書館においても、障がいによって豊かな読書体験を享受する機会が失われることがないよう、読書活動に係る環境の整備や障がいに応じた資料提供の充実について研修等を通じて促します。

⑦ 情報化の促進 重点方針4

ア) 横断検索システムによる図書館資料の一元化

県立図書館において、県内すべての市町村立図書館や大学図書館等の蔵書をインターネットで一元的に検索できる横断検索システムの維持・充実に努めます。

イ) 公立図書館の情報化の促進

県は公民館図書室を含む市町村立図書館において、インターネット検索システムの導入や利用者用コンピューターの設置等の情報化を図られるよう働きかけます。

ウ) 電子書籍の効果検証

県立図書館において、障がいや居住地等により図書館利用に困難がある人への読書活動支援の可能性を探るため、電子書籍の試験導入による有効な対象者や活用方法等を検証します。

⑧ 公立図書館相互や関係機関との連携・協力の推進 重点方針4

ア) 市町村立図書館への支援と連携の強化

県立図書館において、レファレンスの援助、図書館職員研修等への司書派遣、職員の研修、資料の協力貸出等を通じて、市町村立図書館の児童サービスを支援します。さらに市町村立図書館の児童サービスの現状把握を行うとともに、情報の共有に努めます。

イ) 関係機関等との連携・協力の促進

県は市町村立図書館において、保育所、児童館、保健センターなど地域の子どもの関わる機関と連携・協力し、読み聞かせや本の紹介などで、子どもが様々な成長の場面で本と出会う機会が増えるよう促します。

⑨ 学校図書館との連携・協力の推進 重点方針4

県立図書館では、学校図書館とのネットワークを強化し、「大分県図書館情報ネットワーク（OLIB）」※による所蔵情報の提供や資料の貸出しを行うことにより、学校との連携・協力を努めます。

また、市町村立図書館において、資料の貸出しや催し情報の提供など、域内の小・中学校等との連携・協力が図られるよう働きかけます。

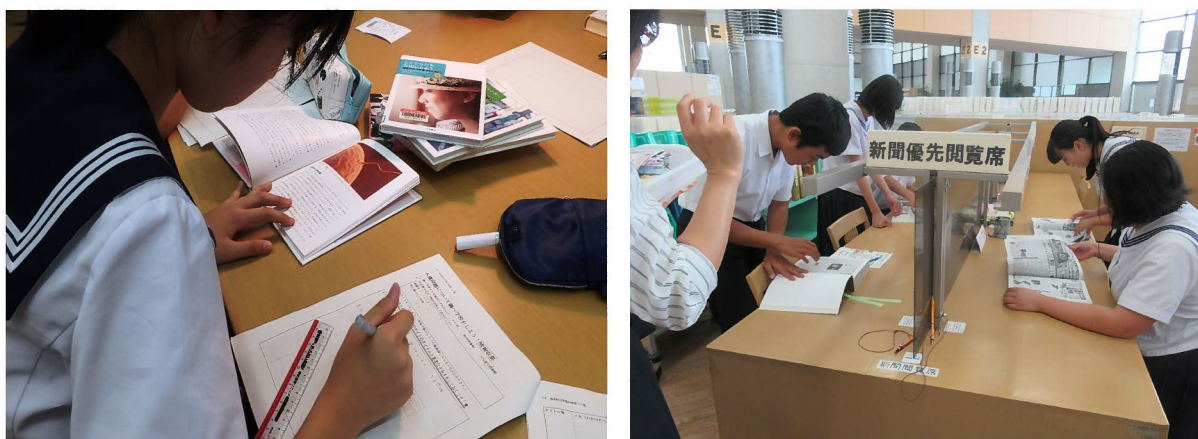
⑩ 読書ボランティアの養成と活動支援 **重点方針3**

県立図書館では、県内の各地域や学校において子どもの読書に関わるボランティアを支援するため、資質向上の機会の提供に努めます。

また、市町村立図書館においても、読書ボランティアの養成や活動支援が図られるよう研修や事業を通じ促します。

⑪ 調べ学習等への対応の充実 **重点方針4**

県立図書館において、休館日に学校の調べ学習のために図書館を開放するスクールサービスデイを引き続き実施し、子どもが本の探し方や調べ方を学ぶ機会を提供することで、情報リテラシーの向上と図書館を使った調べ学習の普及に努めます。また、市町村立図書館においても、同様に調べ学習への支援が行われるよう、資料の収集・提供の充実を研修や事業等で促します。



【県立図書館スクールサービスデイの様子】



【夏休み調べ学習講座の様子】

(2) 公民館・児童館等における取組

<公民館・児童館等の役割>

- ・公民館や児童館は、地域住民の学習活動や子どもの健やかな成長を目的とした地域コミュニティの拠点施設であり、特に公民館には、学校・家庭・地域の連携の拠点としての機能も求められています。
- ・図書館が設置されていない町村や図書館から遠い地域においては、公民館等の図書室が、地域の中心的な読書施設としての役割を担っています。

<現状と課題>

- ・公民館等の読書環境には施設差があり、新しい本が少ない等、蔵書が十分でない施設も見受けられます。また、児童書に詳しい職員がいないため、本を置いているだけの状態に留まっている施設もあります。
- ・地域の子どもの楽しい読書の場となるよう、魅力的な読書スペースの整備やおはなし会の実施等、地域の読書ボランティアと協力して、子どもが本と親しむ機会を充実させる必要があります。
- ・公民館においては、その学習機能を生かし、講座等の実施を通じて、読書活動の意義や楽しさを啓発していく一翼を担うことが期待されています。

<具体的な方策>

① 読書に親しむ機会の充実 重点方針4

県は、子どもが本に親しむ機会を充実させるため、公民館図書室において地域ボランティア等による読み聞かせやおはなし会などの活動を促すとともに、「放課後子供教室※」（小学生チャレンジ教室）や「放課後児童クラブ※」の活動においても読み聞かせ等の読書活動が一層充実されるよう、地域学校協働活動推進員※や放課後児童支援員等に働きかけます。

② 読書環境の整備・充実 重点方針1・4

ア) 子どもが読書に親しむ環境の整備

県は、公民館図書室において、子ども用の本を集めた読書スペースの設置や資料の展示など、子どもが読書に親しむことができる環境が整備されるよう市町村へ働きかけます。

また、児童館等の施設に対しても、子どもがいつでも本を手にとれる環境が整えられるよう働きかけます。

イ) 図書の整備・充実

県は、公民館図書室に対して、県立図書館や域内の市町村立図書館の団体貸出サービスを周知し、蔵書の不足を補う支援を行います。

り) 公民館講座を通じた読書活動への理解の促進

県は、公民館において、読書活動をテーマにした講座や親子教室等が開催されるよう講師の紹介等を通して市町村へ働きかけます。

③ 職員の知識・技術の向上 **重点方針3**

県は、公民館職員に対して、県で開催する子ども読書関係の研修会等への参加を働きかけます。



【公立図書館等職員研修会の様子】



(3) 読書ボランティア等による取組

<読書ボランティア等の役割>

- ・読書ボランティア団体は、学校や図書館・公民館・児童館等の子どもが集まる施設と連携し、読み聞かせ等の活動により、子どもが読書に親しむ様々な機会の充実を担っています。
- ・子どもに対する活動だけでなく、経験を生かして、地域の子ども読書関係者の指導的役割を担うことも期待されています。

<現状と課題>

- ・読書ボランティアの活動充実のため、情報提供や研修により技術や意識の向上を図りながら、活動の継続に向けて、新たな人材を育成していくことが重要となります。
- ・活動のさらなる活性化に向けて、地域の読書ボランティアや子ども読書関係者の交流が図られ、情報交換や研鑽を重ねる機会が充実することが望まれます。

<具体的な方策>

① 情報収集・提供の充実 **重点方針3**

県は、読み聞かせグループ等の読書ボランティア団体の活動を支援するため、活動に役立つ情報の収集・提供を行うとともに、県内読書ボランティア団体等の情報共有及び啓発のための手段としてホームページ等を活用し、県民に広く情報を発信するよう努めます。

② 研修機会等の支援 **重点方針3**

県は、読み聞かせグループ等の読書ボランティア団体へ質の高い研修や講座・講演会など、資質向上のための研修機会の提供に努めます。

③ 子ども読書に関わる機関や団体等の連携促進 **重点方針3**

県は、学校・家庭・地域すべてが連携して子どもの読書活動を推進していくために、関係機関や地域の団体等が交流を深めるための機会を提供し、関係者の連携が促進されるよう支援します。

また、各市町村の公立図書館においても、同様の機会が提供されるよう市町村へ働きかけます。

④ 「子どもゆめ基金※」等の活用の促進 **重点方針3**

県は、国の民間団体に対する支援である「子どもゆめ基金」や各種財団事業の周知に努め、読書ボランティア団体等の活動の充実を支援します。

＜地域における子どもの読書活動推進の目標指標＞

指標名	基準値 (H30 年度)	最終目標値 (R6 年度)
公立図書館における14歳以下の子ども 1人あたりの児童書年間貸出冊数 (県立図書館調査)	12.6 冊	14.6 冊
子どもの発達段階(乳幼児期・児童期・青年 期)に応じたイベントを実施している公立図 書館等の数 (県立図書館調査)	8 館	19 館
子ども司書を育成している市町村数 (社会教育課調査)	8 市町村 (R1 年度)	18 市町村
読書ボランティアなどを対象とした研修会を 実施している公立図書館等の数 (社会教育課調査)	9 館	19 館



【中学校・高等学校ビブリオバトル大分県大会の様子】